



農地の売買や転用を行う場合は農地法の許可が必要です

農地の売買や転用を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。
(市街化区域内の農地の転用は届出)
申請書や届出書は、大津市のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/065/2200/s/index.html>



耕作放棄は周囲の農地に被害をもたらします

農地の所有者又は賃借権等の権利を有する者には、農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。

作付けをしない場合でも、農地の除草等を実施してください。



農地を適正に管理しないと、ヒエやカヤなどの雑草の種が飛ぶ、田畑の風とおしが悪くなり、病気や害虫が出る、ハクビシンやアライグマなどのすみかになる、不法投棄の温床になるなど周囲の農地に深刻な被害をもたらします。

詳しくは、
農業委員会事務局
Tel.077-528-2680

農業者年金に 加入しませんか

～農業者年金で安心・豊かな老後を～

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式、死亡一時金あり(80歳前に死亡の場合)
3. 保険料の額は自由に決められる
4. 支払った保険料は全額社会保険料控除
5. 政策支援(保険料の国庫補助)あり(要件あり)

詳しくは、
農業者年金基金専門相談員Tel.03-3502-3199
農業委員会事務局Tel.077-528-2680



農地中間管理事業

を活用しませんか

農地中間管理事業とは、知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)が所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

※令和5年1月1日以降の賃貸借契約から出し手、受け手それぞれ1%の手数料が必要となります。なお、既存の契約については、手数料徴収の対象外となります。

詳しくは、滋賀県農地中間管理機構
大津・南部窓口Tel.077-516-4570

編集後記

第24期農業委員会が発足して早いもので2年が経過しました。任期最後の10か月、委員全員で業務に精励してまいります。



9月になりましたが、もう少し暑い日が続きます。

体調には気を付けて楽しく過ごしたいものです。(松)

みどりのこだま編集部

委員長 横山 成治

委員 安井 善次

上坂 雅彦
松尾 比古敏

読者の皆様の感想を
お聞かせください。